

北海道告示第11126号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月8日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その24)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 養鶏農場等緊急支援事業 高病原性鳥インフルエンザの発生により、養鶏農場等が家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）第2条の規定による家畜等の移動等の制限を行ったことにより損失した金額を助成する。	農業者	養鶏農場等の移動等制限の取組に対して、家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について（平成23年7月1日付け23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知。）に該当する経費	10分の10以内	農政第206号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。